

ふるさと寄附金申請書

(表面)

年 月 日

(宛先)舞鶴市長

私は、「舞鶴市ふるさと寄附金」の趣旨に賛同し、下記のとおり舞鶴市への寄附を申請します。

記

申請者情報

フリガナ		TEL	(自宅) (日中連絡先※携帯番号等)
名前		FAX	
		E-mail	
住所	(〒 -)		

※寄附金受領証明書・記念品は本申請者情報の宛先へ発送します。郵便番号・都道府県名も忘れずに、正しく記入してください。

※寄附金受領証明書の氏名及び住所は、下記の情報で発行します。

寄附情報

1. 寄附金額	金	円	※10,000円以上寄附をされた市外在住の個人の方に寄附金額に応じて記念品を進呈します。 (舞鶴市内在住者には記念品は発送されません。ご了承ください。) ※寄附は、年度内に複数回できます。
---------	---	---	--

2. 寄附金の使途

<input checked="" type="checkbox"/> 舞鶴の歴史と文化を生かした個性豊かなまちづくり

3. 寄附方法

※いずれかひとつに✓を付けてください。上記申請者(寄附者)情報の名前で支払をお願いします。

<input type="checkbox"/>	郵便振替(ゆうちょ銀行)	振替用紙を郵送します。	手数料 無料
<input type="checkbox"/>	舞鶴市の窓口へ直接納付	舞鶴市役所 企画政策課窓口で納付をお願いします。	手数料 無料
<input type="checkbox"/>	銀行振込	振込みをされる際に舞鶴市企画政策課(TEL:0773-66-1042)に必ずご一報ください。 <振込先> 京都銀行(0158) 東舞鶴支店(341) 普通301028 マイツルシカイケイカンリョウ ニシカスシ	手数料は負担してください。
<input type="checkbox"/>	現金書留	送付をされる際に舞鶴市企画政策課(TEL:0773-66-1042)に必ずご一報ください。 <送り先> 〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地 舞鶴市役所 企画政策課 宛	郵送料は負担してください。

4. 確認事項

※いずれかひとつに✓を付けてください。

(1)舞鶴市への寄附について (昨年度以前)	<input type="checkbox"/> はじめて	<input type="checkbox"/> 2回目以上
------------------------	-------------------------------	--------------------------------

※ワンストップ特例制度とは、確定申告をしなくても確定申告を行った場合と同額が控除される仕組みです。確定申告が不要な給与所得者等で寄附先が5団体以内の方が対象になります。

(2)申込み前の確認(申込みをされる前に内容を確認し、必ず下部の「□以上の確認事項に同意する」に✓を付けてください。)

1.個人情報は、京都府舞鶴市が寄附金の受付及び入金に係る確認、連絡等に利用するものであり、それ以外の目的で使用するものではありません。なお、寄附・記念品の手続等を行うため、「申請者情報」及び「寄附情報」等を本事業を連携して実施する(株)JTBをはじめとした関係事業者へ通知します。

2.記念品は、記念品取扱事業者である販売店等から直接送付し、季節又は時期により手配に時間がかかる場合があります。

3.寄附金受領証明書等は、「申請者情報」の氏名及び住所で発行します。

4.市町村によって寄附のお礼の方法(記念品制度)は様々ですので、舞鶴市の制度を確認の上、申し込んでください。

5.本年所得について、税の軽減を受ける場合には、寄附金受領証明書等の領収日が本年中であることが必要です。領収日は、郵便振替は「振込入金処理日(取扱年月日)」となります。舞鶴市の窓口へ直接納付の場合は「窓口での納付日」、銀行振込及び現金書留は「舞鶴市で納付が確認できた日」になります。

6.選択された記念品が、様々な状況により万が一が一品切れになった場合は、JTBふるほふるさと納税コールセンターから連絡しますので、その他の記念品を選んでいただくようお願いします。

7.舞鶴市外在住の個人の方に記念品を進呈します。舞鶴市内在住者には記念品の進呈はありません。

以上の確認事項に同意する(必ず✓を付けてください。)

(裏面につづく)

(裏面)

申請者氏名		電話番号 (連絡がとれる番号)	
-------	--	--------------------	--

舞鶴市では、**10,000円以上の寄附**をいただいた**舞鶴市外に居住する個人**の方に**記念品と交換可能なポイント**を発行します。

5. 記念品希望の有無 ※いずれかひとつに✓を付けてください。

記念品を希望する(ポイント発行を希望)。 記念品を辞退する(寄附のみとなります。)

(「記念品を希望する(ポイント発行を希望)」を選択された場合、以下を確認してください。)

(1) ポイントとは

ポイントとは記念品との交換が可能なポイントのことです。
舞鶴市は、以下①～③を全て満たす場合に、ポイントを発行します。

- ①舞鶴市外に居住する個人からの現金による寄附であること。
 - ②10,000円以上の寄附であること(上限は300,000円となります)。
 - ③記念品を希望されていること。
- 寄附された方は、寄附金額(発行ポイント)の範囲内で、別に提示する記念品一覧リストから希望する記念品をお申込みいただけます。

・ポイントは10,000円で10,000ポイント、以降1,000円ごとに1,000ポイントを発行します。

寄附金額・ポイント換算表						
寄附金額	10,000円	11,000円	12,000円	15,000円	20,000円	300,000円
発行ポイント	10,000	11,000	12,000	15,000	20,000	300,000

寄附金額内であれば複数の記念品を選択することもできます(別に提示する記念品一覧リストから希望する記念品を記入してください。)

- ・今回の申請(今回の寄附金額)でポイントを使い切ってください(ポイントを引き継ぐことはできません。)
- ((例)30,000円の寄附なら30,000ポイントの取得となるので、今回で30,000ポイントを使い切れるように記念品を選択してください。)
- ・期間限定及び数量限定の記念品は、インターネットでの申込限定となりますので、選択できません。

	申込番号	記念品名	数量	ポイント
1				Pt
2				Pt
3				Pt
			ポイント合計	Pt

備考 (長期不在期間による記念品受取り不可日等、連絡事項があれば記入してください。)

※長期不在による記念品受取り不可等やむを得ない場合を除き、記念品到着日の指定等については対応できませんので、ご了承ください。

6. 申込み・問い合わせ先

<ふるさと寄附金全般に関する問い合わせ先>
〒625-8555 京都府舞鶴市宇北吸1044番地
舞鶴市役所 政策推進部 企画政策課
TEL:0773-66-1042/FAX:0773-62-5099